

平成 28 年 9 月 5 日
福島県原子力安全対策課

福島第一原子力発電所周辺市町村の 安全確保協定の締結について

福島第一原発に係る安全確保協定については、これまで立地町である大熊・双葉両町と県及び東京電力が締結してきましたが、今回の原発事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、周辺 11 市町村を対象とした新たな安全確保協定を締結しました。

記

- 1 協定の名称
東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書
- 2 協定締結日
平成 28 年 9 月 1 日
- 3 協定締結者
県、福島第一原発周辺 11 市町村^{※1}、東京電力ホールディングス株式会社
※1) いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村

4 協定の項目

条 項	項 目
第 1 条	【東京電力の責務及び関係法令等の遵守等】 ・福島第一原発の事故収束及び廃炉に向けて、東京電力は総力を挙げて取り組み必要があることから、東京電力の責任を明記した。
第 2 条	【通報連絡】 ・安全確保対策等のため必要な事項について、東京電力は、県及び周辺市町村に迅速かつ正確に通報連絡することを規定した。
第 3 条	【施設の新増設等に対する事前説明等】 ・東京電力は、施設を新増設等しようとするときは、周辺市町村に事前に説明することを規定した。 ・廃炉安全監視協議会は、敷地外部への影響が特に懸念される施設 ^{※2} については、東京電力に説明を求め、意見を述べられることを規定した。 ※2) 放射性物質の飛散の可能性のある施設（廃棄物焼却設備等）や高レベルの放射性物質を取り扱う施設（燃料デブリの一時保管施設等）等

第4条	<p>【福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉安全監視協議会及びその部会を協定に位置づけ、福島第一原発の廃炉等に係る安全確保の取組を確認することを規定した。
第5条	<p>【放射能の測定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び東京電力は、福島第一原発周辺の環境放射能の調査測定等を行うことを規定した。
第6条	<p>【立入調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発のトラブルやその対応状況を確認するため、廃炉安全監視協議会として立入調査を行えることを規定した。
第7条	<p>【状況確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発の廃炉に向けた取組状況等を確認するため、状況確認を行えることを規定した。
第8条	<p>【適切な措置の要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉安全監視協議会は、安全確保のために必要な場合は、東京電力に対して適切な措置を講ずるよう求め、東京電力は速やかにこれに応ずることを規定した。
第9条	<p>【立入調査又は状況確認を行う者の選任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査等を行う職員の選任について規定した。
第10条	<p>【損害の補償・賠償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な補償又は賠償が行われるよう、東京電力は、県、周辺市町村の意見を十分踏まえつつ対応することを規定した。
第11条	<p>【情報の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力は、福島第一原発の廃炉等に向けた取組について内容の透明性を確保するため、県民に対して積極的に情報公開することを規定した。
第12条	<p>【原子力防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発の原子力防災対策の充実強化を図るため、東京電力は、自らの対策の充実強化はもとより、県及び周辺市町村の原子力防災対策に積極的に協力することを規定した。
第13条	<p>【放射性物質の排出抑制及び線量低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の排出抑制及び敷地境界線量の低減を図るため、東京電力は、法令等に基づく放射性物質濃度の適正管理等を行うことを規定した。
第14条	<p>【作業員の安全衛生対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発の廃炉等に携わる人材の安定確保を図るため、東京電力は、作業環境の改善など安全衛生対策に積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むことを規定した。
第15条	<p>【協定の改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の改定手続きについて規定した。